

第41回指定都市市長会議の開催結果について

指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、7月19日に東京都内において「第41回 指定都市市長会議」を開催し、次の議案を採択しましたので、お知らせします。

採択した議案

災害対応法制の見直し等に関する指定都市の基本方針

2026年冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致を応援する指定都市市長会決議

詳細については、別紙をご覧ください。

災害対応法制の見直し等に関する指定都市の基本方針

世界有数の災害大国である日本では、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震、大型台風や集中豪雨、さらには火山噴火等による大規模な災害が発生するおそれが指摘されている。

このような災害に対して、基礎自治体としての指定都市は、その最前線において、防災、応急救助、さらには復旧・復興まで、刻々と変わる被災状況と現場ニーズに即応しながら、切れ目なく一体的に対応していく責務を負っている。

そこで、指定都市は、これまでも長年にわたり、国に対して道府県から指定都市への権限移譲を柱とする災害対応法制の見直しを求めてきたが、広域調整の必要性等を理由に未だ法改正には至っていない。

しかしながら、東日本大震災や熊本地震への対応を見ても、住民に最も身近な基礎自治体が果たす役割と責任は非常に大きく、その災害対応力をより迅速に最大限発揮できる仕組みを構築することが必要である。

指定都市は、基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備えており、災害時においては、救助等の事務・権限について、自ら包括的に担うことが適当である。

私たち指定都市は、近い将来起こり得る大災害においても、その能力を十分に発揮できる、より自立的かつ機動的な体制の確立のために、改めて早期の災害対応法制の見直しを求めるとともに、次の基本方針を確認する。

指定都市の基本方針

「災害救助法における救助の実施」、「災害対策基本法等における従事命令等の権限」、「自衛隊の災害派遣要請の権限」を始め、災害対応法制について、指定都市を主体とする法改正に向けた課題整理を早急に行う。

また、法改正後は、発災時から各指定都市が適切に権限を行使し、迅速な初動対応に努め、早期の復興につなげていく。

平成28年7月19日
指定都市市長会

2026年冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致を応援する

指定都市市長会決議

1972年2月にアジア初の冬季オリンピックを開催し、それ以来、世界の冬季スポーツを牽引してきた札幌市は、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの招致実現を目指した活動を行っています。

世界中の人々が集うオリンピック・パラリンピックが、54年の時を超えて、札幌の地で開かれれば、大会運営や国内外からの観客に対するおもてなし、関連文化プログラムの取組、インフラ整備など、ソフト・ハードの両面で指定都市が持つ総合力を世界に向けて発信する絶好の機会となることは間違いありません。

さらには、2020年の東京開催に続いてオリンピック・パラリンピックが日本で開催されることにより、国際社会における日本の存在感がより一層示され、札幌・北海道のみならず日本社会全体の活性化につながっていくことが期待されます。

何よりも、オリンピック・パラリンピックの開催意義は、オリンピック憲章に謳われているように、スポーツの栄光にとどまらず、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てること」にあります。

このような意義を有するオリンピック・パラリンピックが開催されることにより、世界平和に貢献するとともに、日本、ひいては世界の将来を担う子どもたちに大いなる夢と希望を与え、平和の素晴らしさを感じる機会を与えることとなります。

2026年冬季オリンピック・パラリンピックの札幌招致の実現に向けて、指定都市市長会は、札幌市の招致活動を応援していきます。

平成28年7月19日
指定都市市長会